

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、<u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当に限る。以下同じ。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>2 通勤手当の額は、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月</p>

を超えない範囲内で1月を単位として市規則で定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額とする。

[削る]

[削る]

3 第1項第2号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

を超えない範囲内で1月を単位として市規則で定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

[新設]

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当
前項の規定による額

4 次に掲げる額の合計額が55,000円を超え
る職員の通勤手当の額は、前2項の規定に
かかわらず、支給単位期間（当該合計額が
55,000円を超える者の通勤手当に係る支給
単位期間が複数ある場合にあつては、その
うち最も長い支給単位期間。次の各号を除
き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支
給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の
額に相当する額を当該支給単位期間の月
数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位
期間につき市規則で定める額を当該支給
単位期間の月数で除して得た額

(3) 支給単位期間につき、5,000円を超えな
い範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料
金に相当する額として市規則で定める額
を当該支給単位期間の月数で除して得た
額

5・6 [略]

(特殊勤務手当)

第14条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事
した場合において、その勤務に対し給与上
特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の
特殊性を給料で考慮することが適当でない
と認められるときは、その勤務の特殊性に
鑑み、業務能率及び技能の高揚に应ずるよ
うに定めた特殊勤務手当を支給することが
できる。

[新設]

3・4 [同左]

(特殊勤務手当)

第14条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事
した場合において、その勤務に対し給与上
特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の
特殊性を給料で考慮することが適当でない
と認められるときは、その勤務の特殊性に
かんがみ、業務能率及び技能の高揚に应ず
るように定めた特殊勤務手当を支給するこ
とができる。

[(1)・(2) 略]

(3) 外国に所在する公署（これに準ずると市長が認めるものを含む。）における勤務

(4) [略]

2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、別に条例で定める。ただし、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる特殊な勤務に従事した場合における特殊勤務手当の額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料の月額100分の25を超えてはならない。

(宿日直手当)

第18条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられて勤務した職員には、その勤務1回につき、6,100円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師等の宿日直勤務にあつては、23,100円）を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。

[2・3 略]

(外国勤務職員についての適用除外)

第22条の4 第11条の2から第13条まで及び第15条から第20条の2までの規定は、第14条第1項（同項第3号に掲げる特殊な勤務に従事した場合に限る。）の規定により特殊勤務手当を支給される職員には適用しない。

第22条の5・第22条の6 [略]

別表第2

教育職給料表

[(1)・(2) 同左]

[新設]

(3) [同左]

2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、別に条例で定める。ただし、その額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料の月額100分の25を超えてはならない。

(宿日直手当)

第18条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられて勤務した職員には、その勤務1回につき、5,800円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師等の宿日直勤務にあつては、21,600円）を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。

[2・3 同左]

[新設]

第22条の4・第22条の5 [同左]

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[表 略]

備考

[(1)~(5) 略]

(6) この表の適用を受ける校長及び教頭の給料月額、この表の規定による給料月額に8,100円を加えた額とする。

(7) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の基準給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とし、校長及び教頭の基準給料月額は、同表に掲げる額に8,100円を加えた額とする。

[表 略]

イ 教育職給料表(2)

[表 略]

備考

[(1)~(4) 略]

(5) この表の適用を受ける校長、副校長及び教頭の給料月額は、この表の規定による給料月額に8,100円を加えた額とする。

(6) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次

ア 教育職給料表(1)

[表 同左]

備考

[(1)~(5) 同左]

(6) この表の適用を受ける校長及び教頭の給料月額は、この表の規定による給料月額に4,000円を加えた額とする。

(7) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の基準給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とし、校長及び教頭の基準給料月額は、同表に掲げる額に4,000円を加えた額とする。

[表 同左]

イ 教育職給料表(2)

[表 同左]

備考

[(1)~(4) 同左]

(5) この表の適用を受ける校長、副校長及び教頭の給料月額は、この表の規定による給料月額に4,000円を加えた額とする。

(6) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次

の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、校長、副校長及び教頭の基準給料月額は、同表に掲げる額に8,100円を加えた額とする。

[表 略]

[ウ 略]

別表第6

[表 別紙2 挿入]

別表第8

[ア～ケ 略]

コ 保育士給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	担当係長の職務
5級	課長代理又は担当課長代理の職務

の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、校長、副校長及び教頭の基準給料月額は、同表に掲げる額に4,000円を加えた額とする。

[表 同左]

[ウ 同左]

別表第6

[表 別紙1 挿入]

別表第8

[ア～ケ 同左]

コ 保育士給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[同左]	
4級	担当係長の職務

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において保育士給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が4級であるものの施行日における号給は、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の号数に60を加えて得た数（その数が122以上になる場合にあっては、121）を号数とする号給とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 前項に定めるもののほか、施行日に昇給し、昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、市規則で定める。

(宿日直手当に関する経過措置)

- 4 この条例による改正後の職員の給与に関する条例第18条第1項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じる宿日直手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた宿日直手当については、なお従前の例による。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、市長が定める。

[別表第6 別紙1]

保育士給料表

給 号	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1		194,600	234,300	255,200	389,700
2		195,700	235,000	255,900	390,000
3		196,800	235,700	256,600	390,300
4		197,900	236,400	257,300	390,500
5		198,800	236,900	257,900	390,700
6		200,200	237,600	259,500	391,000
7		201,600	238,300	261,100	391,300
8		203,000	239,000	262,800	391,500
9		204,200	239,500	264,400	391,700
10		205,800	240,200	266,200	392,000
11		207,400	240,900	268,000	392,300
12		209,000	241,600	269,800	392,500
13		210,500	242,100	271,700	392,700
14		212,100	242,800	273,500	393,000
15		213,800	243,500	275,300	393,300
16		215,500	244,200	277,100	393,500
17		217,000	244,700	279,000	393,700
18		217,700	245,400	280,900	394,000
19		218,500	246,100	282,800	394,300
20		219,300	246,800	284,700	394,500

21	219,400	247,300	286,400	394,700
22	220,000	248,000	288,300	395,000
23	220,600	248,700	290,200	395,300
24	221,300	249,400	292,100	395,500
25	221,900	250,000	293,800	395,700
26	222,500	250,700	295,900	396,000
27	223,100	251,400	298,000	396,300
28	223,800	252,100	300,000	396,500
29	224,400	252,700	302,000	396,700
30	225,000	253,400	304,100	397,000
31	225,600	254,100	306,200	397,300
32	226,200	254,800	308,200	397,600
33	226,900	255,400	310,200	398,000
34	227,500	256,100	312,300	398,400
35	228,100	256,800	314,400	398,800
36	228,800	257,500	316,400	399,200
37	229,400	258,100	318,400	399,700
38	230,000	258,800	320,500	400,200
39	230,600	259,500	322,600	400,600
40	231,200	260,200	324,700	401,000
41	231,900	260,800	326,800	401,500
42	232,500	261,700	328,900	402,000
43	233,100	262,700	331,000	402,400
44	233,700	263,700	333,100	402,800
45	234,400	264,500	335,100	403,300

46	235,100	265,400	337,000	403,700
47	235,800	266,400	338,900	404,100
48	236,500	267,400	340,700	404,500
49	237,000	268,200	342,500	405,000
50	237,700	269,100	344,100	405,400
51	238,400	270,100	345,700	405,800
52	239,100	271,100	347,200	406,200
53	239,600	271,900	348,700	406,700
54	240,300	272,900	350,000	407,100
55	241,000	273,900	351,300	407,500
56	241,700	274,900	352,600	407,900
57	242,200	275,700	353,900	408,400
58	242,900	276,700	354,900	408,800
59	243,500	277,700	355,900	409,200
60	244,200	278,700	356,900	409,600
61	244,800	279,700	358,000	410,100
62	245,500	280,900	358,800	410,500
63	246,200	282,100	359,600	410,900
64	246,900	283,300	360,400	411,300
65	247,400	284,300	361,200	411,800
66	248,100	285,500	362,000	412,200
67	248,800	286,700	362,800	412,600
68	249,500	287,900	363,600	413,000
69	250,100	288,900	364,300	413,500
70	250,800	290,200	365,100	413,900

71	251,500	291,500	365,900	414,300
72	252,200	292,800	366,700	414,700
73	252,800	293,900	367,400	415,200
74	253,500	295,100	368,200	415,500
75	254,200	296,300	369,000	415,800
76	254,900	297,500	369,800	416,000
77	255,500	298,500	370,500	416,200
78	256,200	299,700	371,100	416,500
79	256,900	300,800	371,700	416,800
80	257,500	302,000	372,300	417,000
81	258,200	303,100	372,800	417,200
82	258,900	304,300	373,300	
83	259,600	305,400	373,800	
84	260,300	306,600	374,300	
85	260,900	307,700	374,900	
86	261,600	308,900	375,400	
87	262,300	310,000	375,900	
88	263,000	311,200	376,400	
89	263,600	312,300	376,900	
90	264,600	313,500	377,200	
91	265,600	314,600	377,500	
92	266,600	315,800	377,800	
93	267,600	316,900	378,100	
94	268,600	318,100	378,400	
95	269,600	319,200	378,700	

96	270,600	320,400	378,900
97	271,600	321,500	379,100
98	272,600	322,600	
99	273,600	323,700	
100	274,600	324,900	
101	275,600	326,000	
102	276,600	327,100	
103	277,600	328,200	
104	278,600	329,400	
105	279,600	330,500	
106	280,600	331,600	
107	281,600	332,700	
108	282,600	333,800	
109	283,600	334,900	
110	284,600	335,200	
111	285,600	335,500	
112	286,600	335,800	
113	287,600	336,000	
114	288,600	336,300	
115	289,600	336,600	
116	290,600	336,800	
117	291,500	337,000	
118	292,500		
119	293,500		
120	294,500		

121	295,400			
122	296,300			
123	297,200			
124	298,100			
125	299,000			
126	299,300			
127	299,600			
128	299,800			
129	300,000			
130	300,300			
131	300,600			
132	300,800			
133	301,000			

備考

- (1) この表は、保育所等に勤務する保育士で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の1級1号給から19号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、218,900円とする。
- (3) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	249,300円	250,500円	278,300円	309,400円

[別表第6 別紙2]

保育士給料表

給 号	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		194,600	234,300	255,200	306,100	395,700
2		195,700	235,000	255,900	309,200	396,000
3		196,800	235,700	256,600	312,300	396,300
4		197,900	236,400	257,300	315,400	396,500
5		198,800	236,900	257,900	318,400	396,700
6		200,200	237,600	259,500	320,500	397,000
7		201,600	238,300	261,100	322,600	397,300
8		203,000	239,000	262,800	324,700	397,600
9		204,200	239,500	264,400	326,800	398,000
10		205,800	240,200	266,200	328,900	398,400
11		207,400	240,900	268,000	331,000	398,800
12		209,000	241,600	269,800	333,100	399,200
13		210,500	242,100	271,700	335,100	399,700
14		212,100	242,800	273,500	337,000	400,200
15		213,800	243,500	275,300	338,900	400,600
16		215,500	244,200	277,100	340,800	401,000
17		217,000	244,700	279,000	342,500	401,500
18		217,700	245,400	280,900	344,100	402,000
19		218,500	246,100	282,800	345,700	402,400
20		219,300	246,800	284,700	347,300	402,800

21	219,400	247,300	286,400	348,700	403,300
22	220,000	248,000	288,300	350,000	403,700
23	220,600	248,700	290,200	351,300	404,100
24	221,300	249,400	292,100	352,600	404,500
25	221,900	250,000	293,800	353,900	405,000
26	222,500	250,700	295,900	354,900	405,400
27	223,100	251,400	298,000	355,900	405,800
28	223,800	252,100	300,000	356,900	406,200
29	224,400	252,700	302,000	358,000	406,700
30	225,000	253,400	304,100	359,000	407,100
31	225,600	254,100	306,200	360,000	407,500
32	226,200	254,800	308,200	361,000	407,900
33	226,900	255,400	310,200	362,100	408,400
34	227,500	256,100	312,300	363,100	408,800
35	228,100	256,800	314,400	364,100	409,200
36	228,800	257,500	316,400	365,100	409,600
37	229,400	258,100	318,400	366,200	410,100
38	230,000	258,800	320,500	367,200	410,500
39	230,600	259,500	322,600	368,200	410,900
40	231,200	260,200	324,700	369,200	411,300
41	231,900	260,800	326,800	370,300	411,800
42	232,500	261,700	328,900	371,300	412,200
43	233,100	262,700	331,000	372,300	412,600
44	233,700	263,700	333,100	373,300	413,000
45	234,400	264,500	335,100	374,400	413,500

46	235,100	265,400	337,000	375,400	413,900
47	235,800	266,400	338,900	376,400	414,300
48	236,500	267,400	340,700	377,400	414,700
49	237,000	268,200	342,500	378,500	415,200
50	237,700	269,100	344,100	379,500	415,500
51	238,400	270,100	345,700	380,500	415,800
52	239,100	271,100	347,200	381,500	416,000
53	239,600	271,900	348,700	382,500	416,200
54	240,300	272,900	350,000	383,500	416,500
55	241,000	273,900	351,300	384,500	416,800
56	241,700	274,900	352,600	385,500	417,000
57	242,200	275,700	353,900	386,500	417,200
58	242,900	276,700	354,900	387,300	
59	243,500	277,700	355,900	388,100	
60	244,200	278,700	356,900	388,900	
61	244,800	279,700	358,000	389,700	
62	245,500	280,900	358,800	390,000	
63	246,200	282,100	359,600	390,300	
64	246,900	283,300	360,400	390,500	
65	247,400	284,300	361,200	390,700	
66	248,100	285,500	362,000	391,000	
67	248,800	286,700	362,800	391,300	
68	249,500	287,900	363,600	391,500	
69	250,100	288,900	364,300	391,700	
70	250,800	290,200	365,100	392,000	

71	251,500	291,500	365,900	392,300
72	252,200	292,800	366,700	392,500
73	252,800	293,900	367,400	392,700
74	253,500	295,100	368,200	393,000
75	254,200	296,300	369,000	393,300
76	254,900	297,500	369,800	393,500
77	255,500	298,500	370,500	393,700
78	256,200	299,700	371,100	394,000
79	256,900	300,800	371,700	394,300
80	257,500	302,000	372,300	394,500
81	258,200	303,100	372,800	394,700
82	258,900	304,300	373,300	395,000
83	259,600	305,400	373,800	395,300
84	260,300	306,600	374,300	395,500
85	260,900	307,700	374,900	395,700
86	261,600	308,900	375,400	396,000
87	262,300	310,000	375,900	396,300
88	263,000	311,200	376,400	396,500
89	263,600	312,300	376,900	396,700
90	264,600	313,500	377,200	397,000
91	265,600	314,600	377,500	397,300
92	266,600	315,800	377,800	397,600
93	267,600	316,900	378,100	398,000
94	268,600	318,100	378,400	398,400
95	269,600	319,200	378,700	398,800

96	270,600	320,400	378,900	399,200
97	271,600	321,500	379,100	399,700
98	272,600	322,600		400,200
99	273,600	323,700		400,600
100	274,600	324,900		401,000
101	275,600	326,000		401,500
102	276,600	327,100		402,000
103	277,600	328,200		402,400
104	278,600	329,400		402,800
105	279,600	330,500		403,300
106	280,600	331,600		403,700
107	281,600	332,700		404,100
108	282,600	333,800		404,500
109	283,600	334,900		405,000
110	284,600	335,200		405,400
111	285,600	335,500		405,800
112	286,600	335,800		406,200
113	287,600	336,000		406,700
114	288,600	336,300		407,100
115	289,600	336,600		407,500
116	290,600	336,800		407,900
117	291,500	337,000		408,400
118	292,500			408,800
119	293,500			409,200
120	294,500			409,600

121	295,400			410,100	
122	296,300				
123	297,200				
124	298,100				
125	299,000				
126	299,300				
127	299,600				
128	299,800				
129	300,000				
130	300,300				
131	300,600				
132	300,800				
133	301,000				

備考

- (1) この表は、保育所等に勤務する保育士で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の1級1号給から19号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、218,900円とする。
- (3) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
基準給料月額	249,300円	250,500円	278,300円	304,100円	309,400円

令和8年2月26日提出

大阪市長 横山英幸

説明

保育士給料表に5級を新設し、同表の適用を受ける職員の給料月額等を改定するとともに、特殊勤務手当の支給範囲等を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。